

農林水産業を支援します

(田野畑村農林水産物安定生産・流通支援補助金)

田野畑村では、コロナ収束後を見据え、農林水産業の経営支援のため、資機材等購入費や出荷配送費に補助金を支給します。

- ・補助対象者：① 農林水産業の従事者で、令和元年度の確定申告の全収入のうち、事業収入（農林水産収入）が 50%以上である方（本人の名義で、確定申告している方）
 - ② 生産性向上のための資機材を購入の方
 - ③ 今後、3年以上の農林水産業を事業継続意向の方
 - ④ 国、県等へ、本補助と同様の申請をしていない方
 - ⑤ 税金、公共料金等の滞納がない方

※法人は、農林漁業者3人以上で組織し、出荷等している団体他

- ・補助対象期間：令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、事業に取り組んだもの

- ・補助対象経費：① 生産や漁獲などの安定に繋がる資機材などの購入費用

(参考例)

農業関係：野菜等の種子、苗、栽培資材・機械類、出荷資材、子牛導入等

林業関係：原木シイタケ種駒、ほだ木、出荷資材、木材生産用機械等

漁業関係：養殖用種子・資材、稚魚、漁船用機械類、出荷資材、加工用資機材等

特認：新規作物等導入に係る資機材等（これまで、村内で導入されていないもの、又は普及していない作物等）

② 市場、取引先などへの配送費用（生産者負担分）

- ・補助額：① 資機材購入費（対象経費の1/2以内）：農林漁業者 上限30万円
法人 上限150万円

② 配送費：農林漁業者 配送運賃の1/2
法人 配送運賃の1/3

- ・申請期間：令和2年9月1日から令和3年2月26日（厳守）
- ・申請・問い合わせ先：農業者・林業者 田野畑村役場産業振興課 電話 34-2111
漁業者 田野畑村漁業協同組合 電話 33-2311

※予算には、限度がありますので、お早目のご相談、申請をお願いいたします。